

大阪市告示第625号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年5月12日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和7年5月19日（月）	
	令和7年5月26日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和7年5月7日（水）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年5月12日（月）	
	令和7年5月19日（月）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和7年5月26日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年5月3日（土）から 同月4日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年5月10日（土）から 同月11日（日）まで	

	令和7年5月17日（土）から 同月18日（日）まで	
	令和7年5月24日（土）から 同月25日（日）まで	
	令和7年5月31日（土）	
<p>大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場</p>	令和7年5月1日（木）から 同月4日（日）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年5月5日（月）	午前6時30分から 午後11時45分まで
	令和7年5月6日（火）	午前6時30分から 翌日午前2時まで
	令和7年5月8日（木）から 同月11日（日）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年5月13日（火）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和7年5月14日（水）	午前6時15分から 午後11時45分まで
	令和7年5月15日（木）	午前6時30分から 翌日午前2時まで
	令和7年5月16日（金）から 同月18日（日）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年5月20日（火）	午前6時15分から 翌日午前2時まで

令和7年5月21日（水）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
令和7年5月22日（木）	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
令和7年5月23日（金）から 同月25日（日）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
令和7年5月27日（火）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
令和7年5月28日（水）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
令和7年5月29日（木）	午前6時30分から 翌日午前2時まで
令和7年5月30日（金）から 同月31日（土）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）